

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

令和7年11月28日



全国健康保険協会

協会けんぽ

協会けんぽ財政運営の「基本的考え方」

- 自主・自律の財政運営を行う（民間の公的法人）
- 中長期的に安定した財政運営を目指す
- できるだけ長く平均保険料率10%を超えないようにする

（参考） 北川理事長発言要旨（2024（令和6）年12月23日 運営委員会）

「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないよう、協会けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとして維持したい。」

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

- ・ これまでの運営委員会や各都道府県支部の評議会の議論において、今後の保険料率や準備金の在り方についてさらに議論を深めていくべきとの指摘があった。
- ・ 協会けんぽ財政運営の「基本的考え方（P1）」を前提として、以下のような複数の検討の視点を持って、今後の保険料率や準備金の在り方について総合的に検討することとしてはどうか。

（検討の視点）

- ① 中長期的な財政運営
- ② 被保険者・事業主の保険料の負担水準
- ③ 予測しがたいリスクへの対応（民間の生損保等の例を踏まえた対応）
- ④ 他の保険者の準備金水準との比較
- ⑤ 健康保険組合との関係
- ⑥ 将来の協会運営の基盤への投資

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

① 中長期的な財政運営

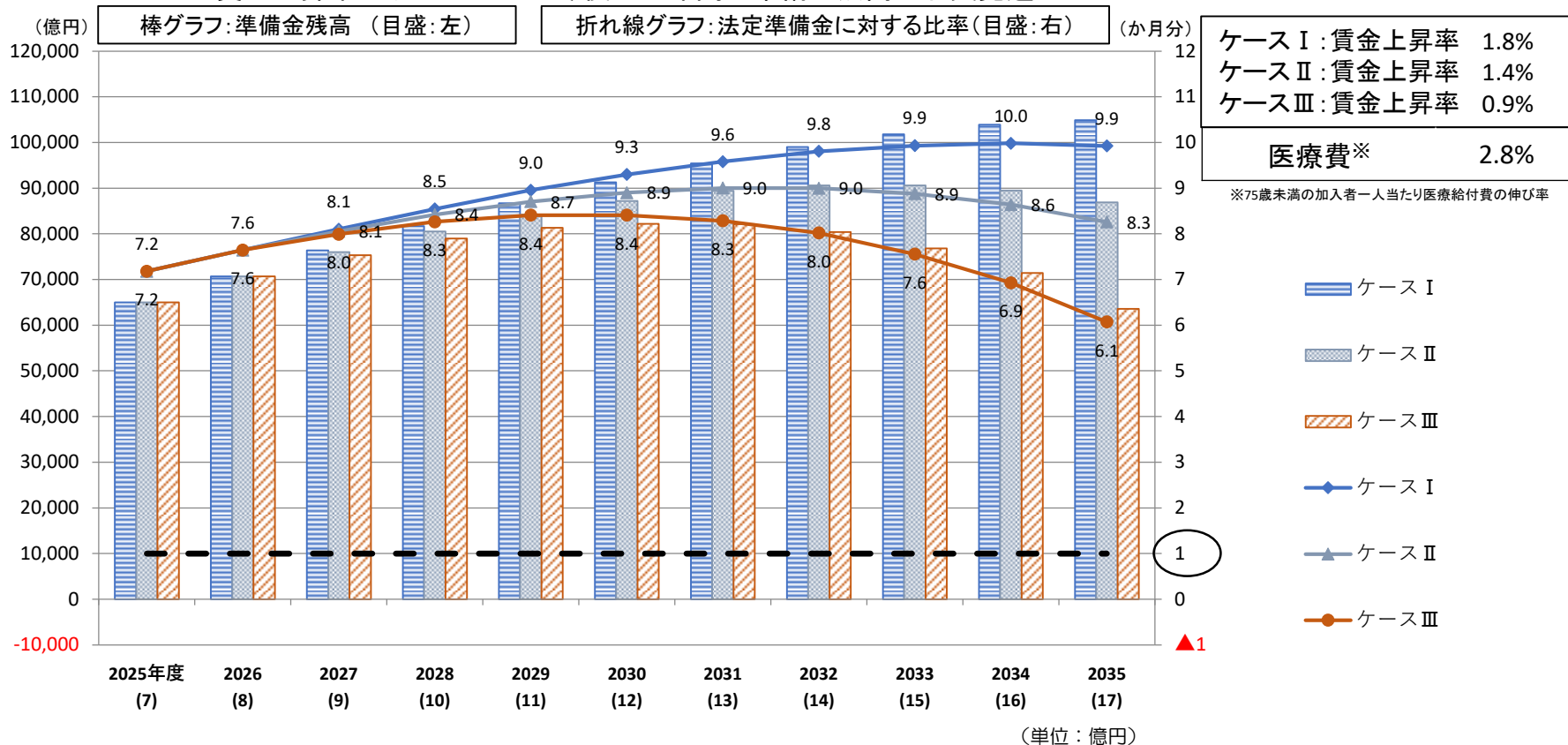
過去の実績を踏まえた試算（ある程度堅実な収支見込みを前提とすることが必要）を基本として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準を検討すべきではないか。

● 例えば以下のようなメルクマールが考えられるか

- 今後10年間程度、単年度収支差が赤字にならない。
- 今後10年間程度、準備金残高が医療給付費等の3か月分（※）を下回らない。
※ 平成4年改正時の「中期財政運営」においては、5年にわたって給付費等の約3か月分の事業運営安定資金が確保されるよう、収支見通しを設定をした（P15～16参照）。
- 今後5年間程度、単年度収支が赤字にならず、かつ、今後10年間程度、単年度収支の赤字が1,000億円程度（保険料率にして0.1%）を超えない。

● 仮に、保険料率を引き下げを前提に検討することとなった場合には、国庫補助率の変更を想定した検証も必要なのではないか。

賃金上昇率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



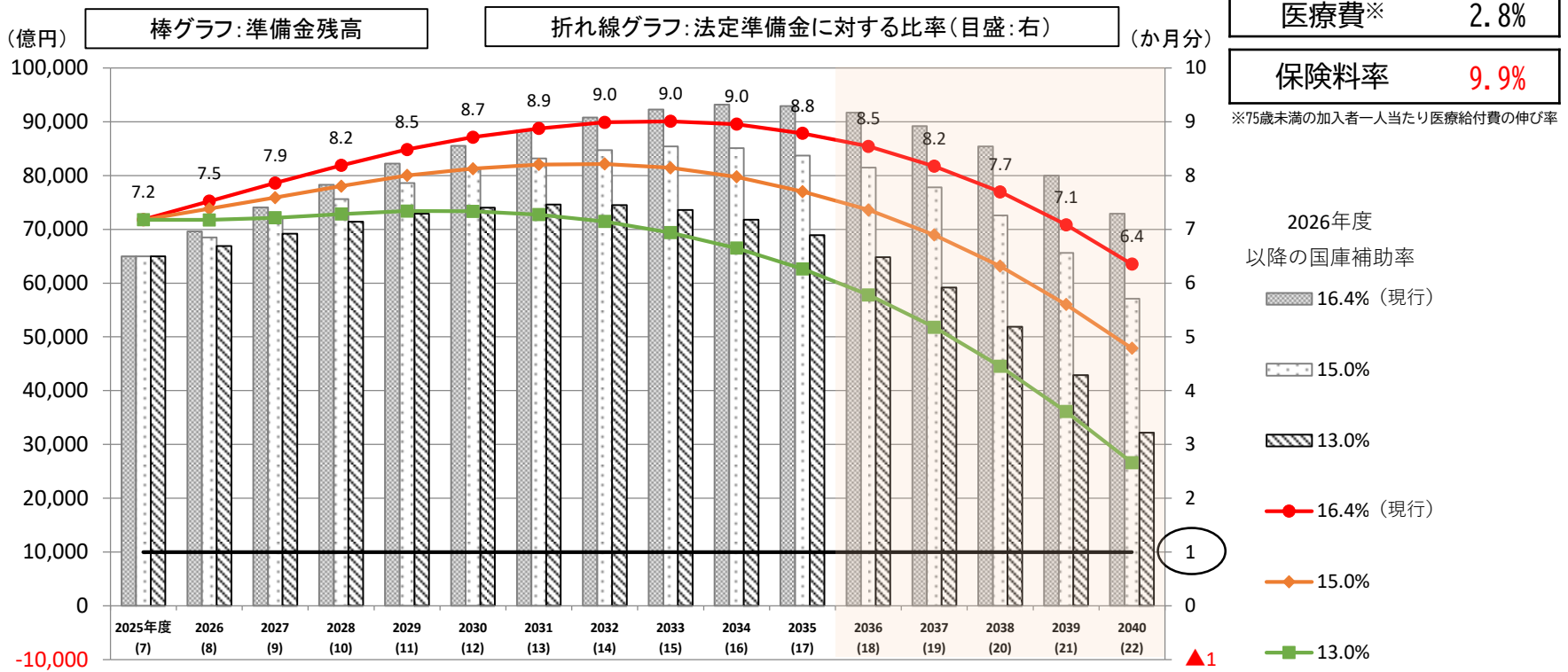
単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
ケースⅠ	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
ケースⅡ	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
ケースⅢ	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲ 200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

① 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）

ケースⅠ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し



賃金上昇率	1.8%
医療費※	2.8%
保険料率	9.9%

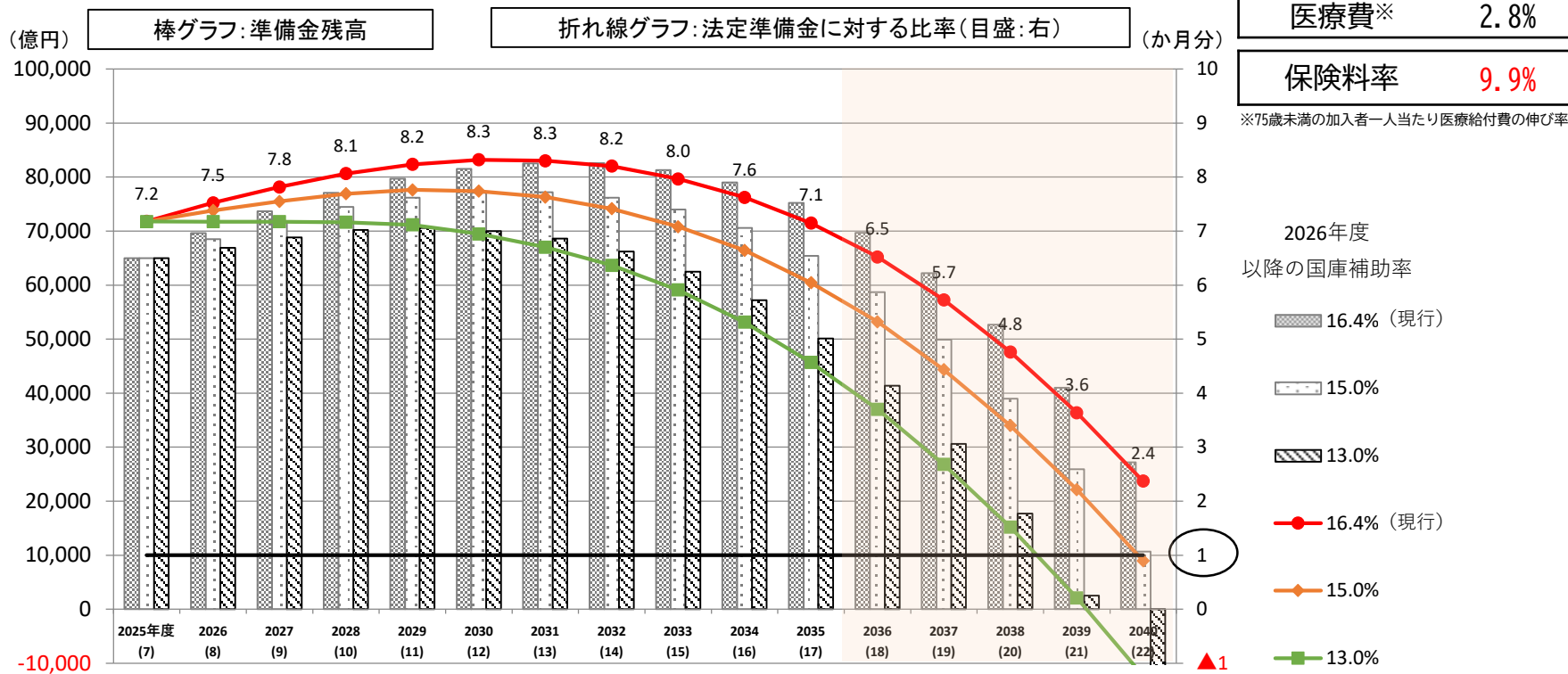
※75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400	3,000	2,400	1,600	800	▲ 200	▲1,100	▲2,400	▲3,800	▲5,400	▲7,000
15.0%	3,500	3,700	3,400	3,000	2,500	2,100	1,500	700	▲ 300	▲1,400	▲2,200	▲3,700	▲5,200	▲7,000	▲8,500
13.0%	1,900	2,300	2,200	1,500	1,100	600	▲ 100	▲ 900	▲1,800	▲2,900	▲4,100	▲5,600	▲7,300	▲9,000	▲10,700

① 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）

ケースⅡ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し

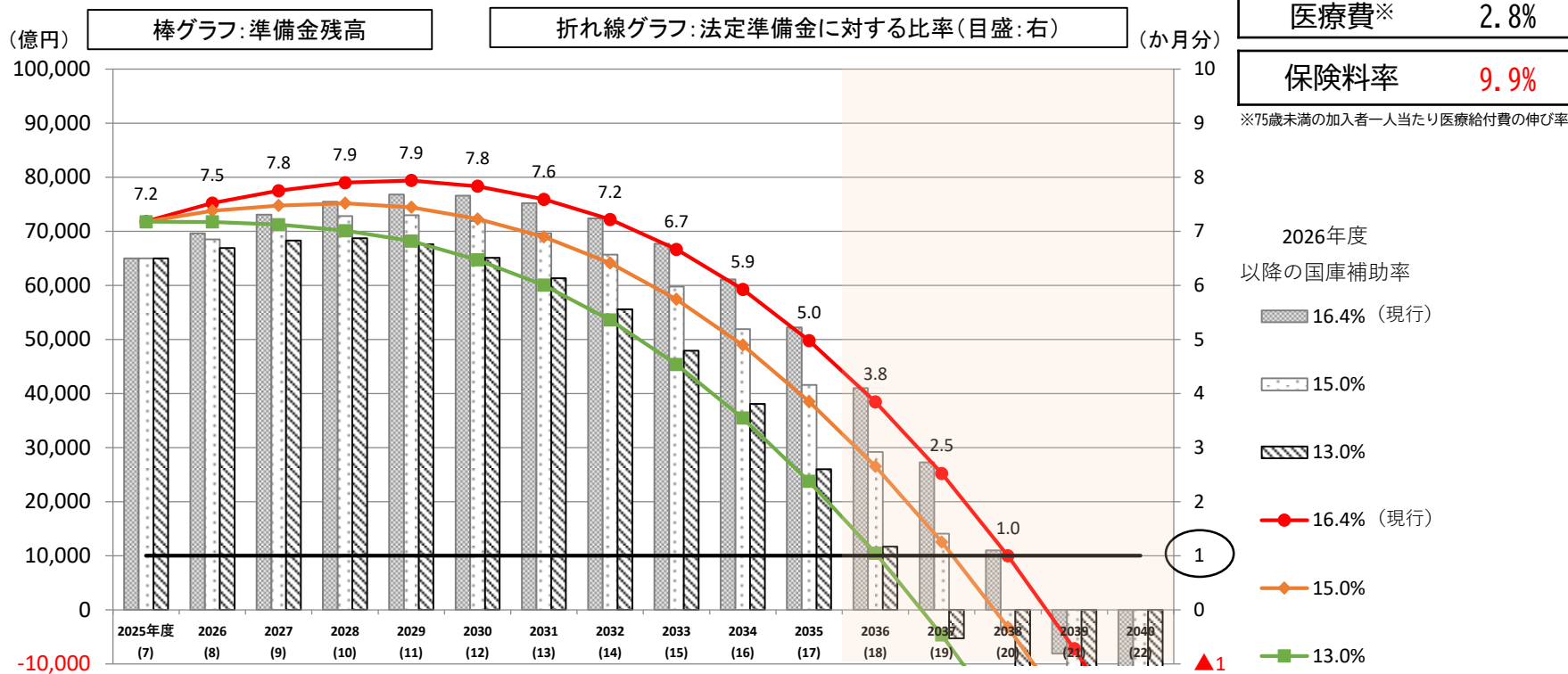


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800	1,000	0	▲1,100	▲2,400	▲3,800	▲5,400	▲7,400	▲9,400	▲11,700	▲13,800
15.0%	3,500	3,300	2,700	1,700	900	100	▲1,000	▲2,200	▲3,400	▲5,200	▲6,700	▲8,800	▲10,900	▲13,100	▲15,200
13.0%	1,900	1,900	1,400	400	▲600	▲1,400	▲2,400	▲3,700	▲5,300	▲7,100	▲8,700	▲10,800	▲12,900	▲15,200	▲17,400

① 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）

ケースⅢ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し

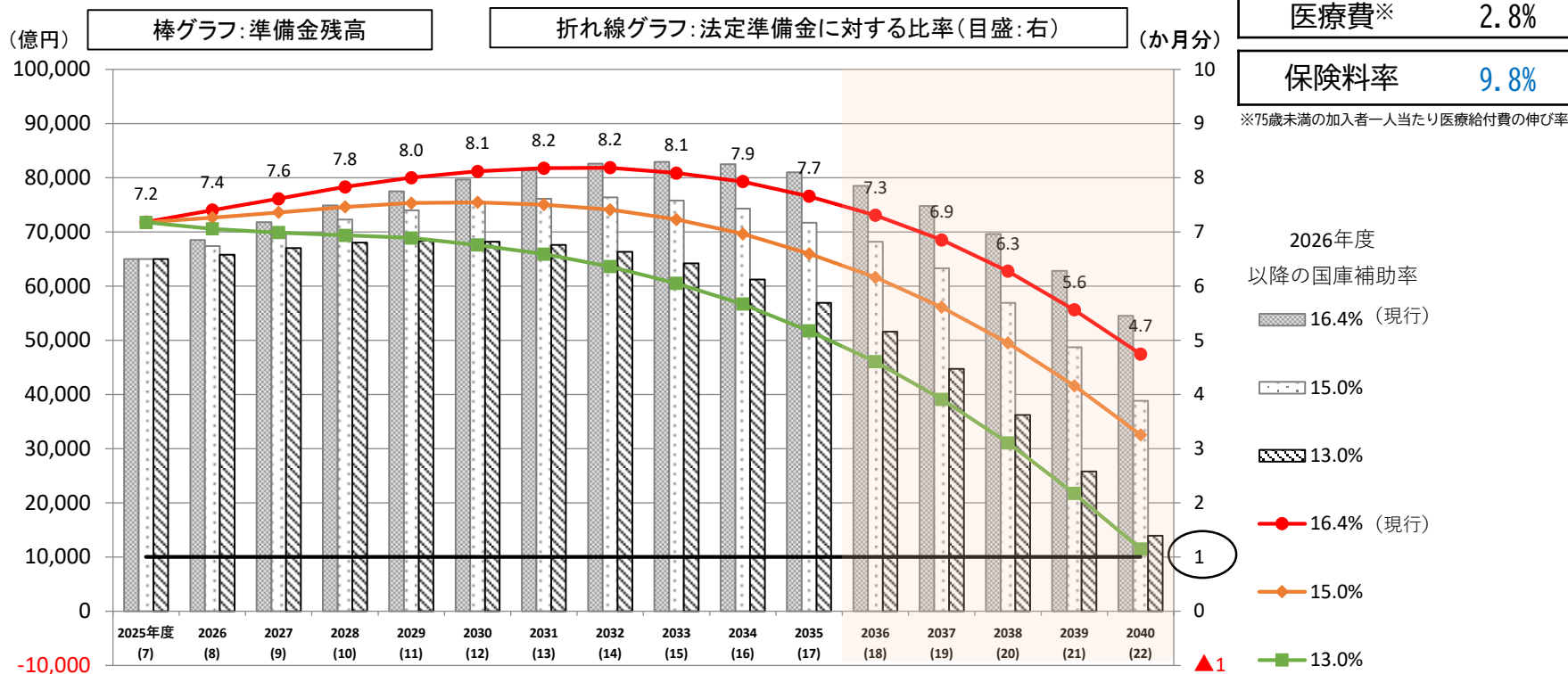


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	▲1,300	▲2,800	▲4,500	▲6,600	▲9,000	▲11,000	▲13,600	▲16,300	▲19,100	▲21,700
15.0%	3,500	2,600	1,700	200	▲1,100	▲2,300	▲3,900	▲5,900	▲7,900	▲10,300	▲12,400	▲15,100	▲17,800	▲20,500	▲23,200
13.0%	1,900	1,400	400	▲1,100	▲2,500	▲3,800	▲5,700	▲7,700	▲9,800	▲12,100	▲14,300	▲17,000	▲19,700	▲22,600	▲25,300

② 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.8%）

ケースⅠ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し

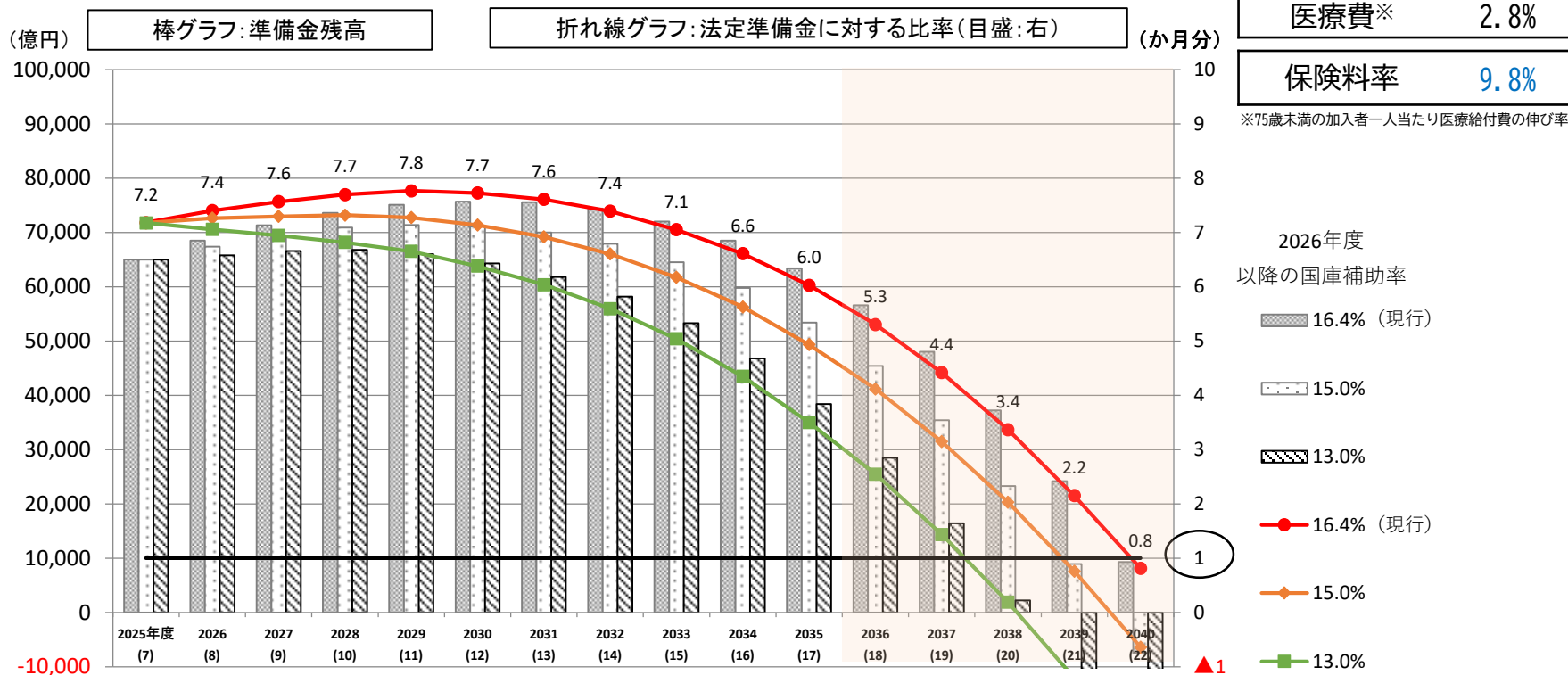


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	3,400	3,400	3,200	2,700	2,200	1,800	1,200	400	▲ 500	▲1,500	▲2,400	▲3,700	▲5,100	▲6,700	▲8,300
15.0%	2,400	2,600	2,300	1,700	1,300	800	300	▲ 600	▲1,500	▲2,600	▲3,500	▲4,900	▲6,400	▲8,200	▲9,900
13.0%	800	1,200	1,000	400	▲ 200	▲ 600	▲1,300	▲2,100	▲3,000	▲4,300	▲5,300	▲6,900	▲8,500	▲10,400	▲11,900

② 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.8%）

ケースⅡ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し

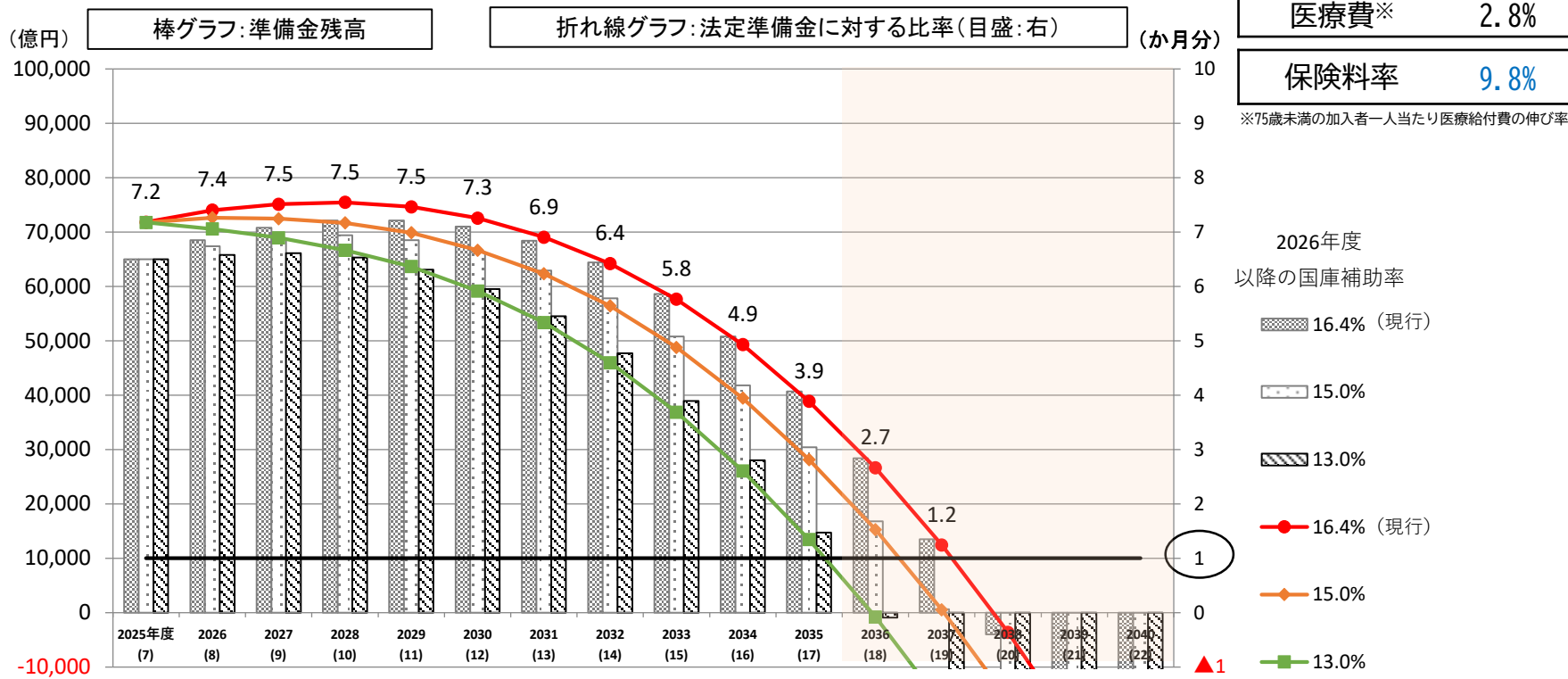


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	3,400	3,000	2,400	1,400	700	▲ 100	▲ 1,200	▲ 2,300	▲ 3,500	▲ 5,100	▲ 6,600	▲ 8,700	▲ 10,800	▲ 12,900	▲ 15,000
15.0%	2,400	2,000	1,500	500	▲ 300	▲ 1,100	▲ 2,100	▲ 3,400	▲ 4,700	▲ 6,400	▲ 8,000	▲ 10,000	▲ 12,100	▲ 14,400	▲ 16,500
13.0%	800	800	200	▲ 800	▲ 1,700	▲ 2,500	▲ 3,600	▲ 4,900	▲ 6,500	▲ 8,400	▲ 9,900	▲ 12,100	▲ 14,200	▲ 16,500	▲ 18,600

② 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.8%）

ケースⅢ

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	2038 (R20)	2039 (R21)	2040 (R22)
16.4%(現行)	3,400	2,400	1,400	0	▲1,300	▲2,500	▲3,900	▲5,800	▲7,700	▲10,100	▲12,300	▲14,900	▲17,400	▲20,200	▲22,900
15.0%	2,400	1,500	500	▲900	▲2,200	▲3,400	▲5,100	▲7,000	▲9,000	▲11,400	▲13,600	▲16,200	▲18,900	▲21,700	▲24,400
13.0%	800	300	▲800	▲2,200	▲3,600	▲5,000	▲6,800	▲8,800	▲10,900	▲13,300	▲15,600	▲18,300	▲20,900	▲23,800	▲26,500

これまでの平均標準報酬月額の伸び率の推移

	標準報酬月額(円)	対前年度(%)
1992(平成4)	270,214	+5.0
1993(平成5)	280,089	+3.7
1994(平成6)	283,313	+1.2
1995(平成7)	285,633	+0.8
1996(平成8)	288,119	+0.9
1997(平成9)	291,377	+1.1
1998(平成10)	292,437	+0.4
1999(平成11)	290,853	▲0.5
2000(平成12)	289,694	▲0.4
2001(平成13)	289,112	▲0.2
2002(平成14)	286,979	▲0.7
2003(平成15)	284,544	▲0.8
2004(平成16)	283,208	▲0.5
2005(平成17)	283,141	▲0.0
2006(平成18)	282,990	▲0.1
2007(平成19)	284,930	+0.7

	標準報酬月額(円)	対前年度(%)
2008(平成20)	285,156	+0.1
2009(平成21)	280,149	▲1.8
2010(平成22)	276,217	▲1.4
2011(平成23)	275,307	▲0.3
2012(平成24)	275,295	▲0.0
2013(平成25)	276,161	+0.3
2014(平成26)	277,911	+0.6
2015(平成27)	280,327	+0.9
2016(平成28)	283,351	+0.6
2017(平成29)	285,059	+0.6
2018(平成30)	288,475	+1.2
2019(令和元)	290,592	+0.7
2020(令和2)	290,516	▲0.0
2021(令和3)	292,220	+0.6
2022(令和4)	298,111	+1.6
2023(令和5)	304,077	+1.5
2024(令和6)	309,015	+1.6

(注) 2007(平成19)年度以前の標準報酬月額の対前年度(率)は、以下の制度改革の影響を除いていない。

- ・1992～1993年度：標準報酬の上下限引上げ
- ・1994～1995年度：標準報酬の下限引上げ
- ・2000～2001年度：標準報酬の下限引上げ
- ・2007年度：標準報酬の上限引上げ・下限引下げ

(注) 2008年度以降の標準報酬月額の対前年度(率)は、以下の制度改革の影響を除いている。

- ・2016年度：標準報酬月額の上限引上げ
- ・2022～2023年度：2022年10月の国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行

賃金等の伸び率の状況（各種調査による違い）

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の前年同月比伸び率や毎月勤労統計調査は、退職・採用の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争（連合）」や「中小企業の賃金改定に関する調査（日本商工会議所・東京商工会議所）」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には多くの小規模事業所が含まれること等から、単純には比較できない。

	春季賃上げ状況		協会けんぽ 平均標準報酬月額		厚生労働省 毎月勤労統計調査
	連合※1 ※2	日本商工会議所・ 東京商工会議所※3	コホート※4 9月	全被保険者※4 9月	4月分（確報）
調査結果 （2024年）	(99人以下) 3.98%	(正社員20人以下) 3.34%	3.2%	1.8%	(常用雇用労働者5～29人) 1.7%
	(299人以下) 4.45%	(正社員全体) 3.62%			(常用雇用労働者5人以上) 2.1%
	(300人以上) 5.19%				
	(全体) 5.10%				〔※2024年度平均 1.6%〕
調査結果 （2025年）	(99人以下) 4.36%	(正社員20人以下) 3.54%	3.4%	1.8%	(常用雇用労働者5～29人) 1.8%
	(299人以下) 4.65%	(正社員全体) 4.03%			(常用雇用労働者5人以上) 2.6%
	(300人以上) 5.33%				
	(全体) 5.25%				
調査対象等	組合員を対象。同一労働者の前年と当年の賃金比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。平均賃金方式。	中小企業において前年4月と当年4月の両期間に在籍、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員の賃金の比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。	「各年度9月について前年同月に共通して加入している被保険者」を集計対象としたときの対前年同月比伸び率	新規加入者・喪失者を含めた被保険者全体の対前年同月比伸び率	一般労働者における決まって支給する給与（基本給、時間外給与等）の対前年同月比伸び率。月々の労働者の賃金の平均であり、労働者の入職、離職から影響を受ける。
	← 同一労働者の比較			構成変化（入職、離職等）の影響を含む比較 →	

※1 連合「2024春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2024年7月3日）

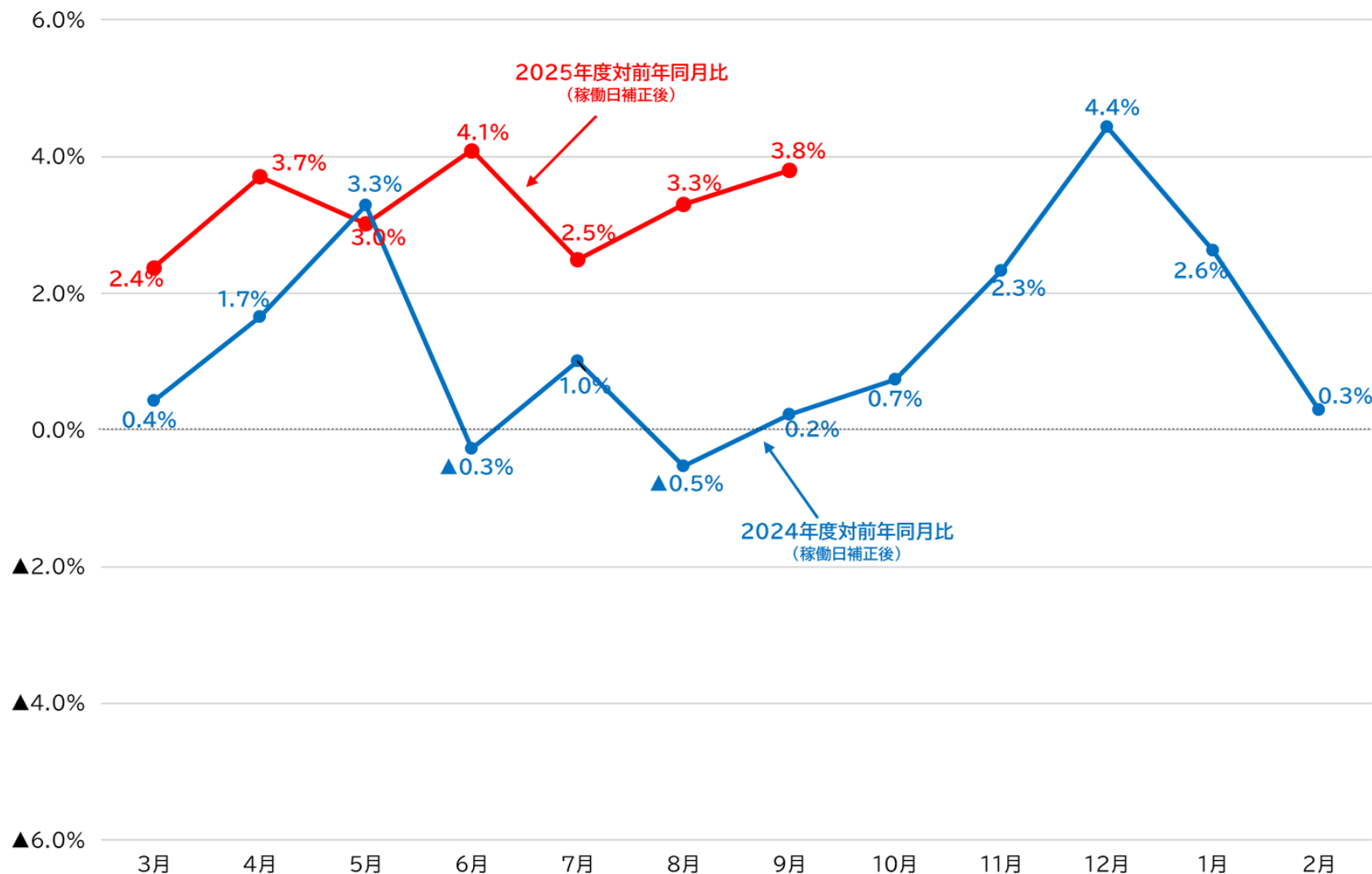
※2 連合「2025春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2025年7月3日）

※3 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」（2024年6月5日、2025年6月4日）

※4 4月から8月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較（2025年は速報）

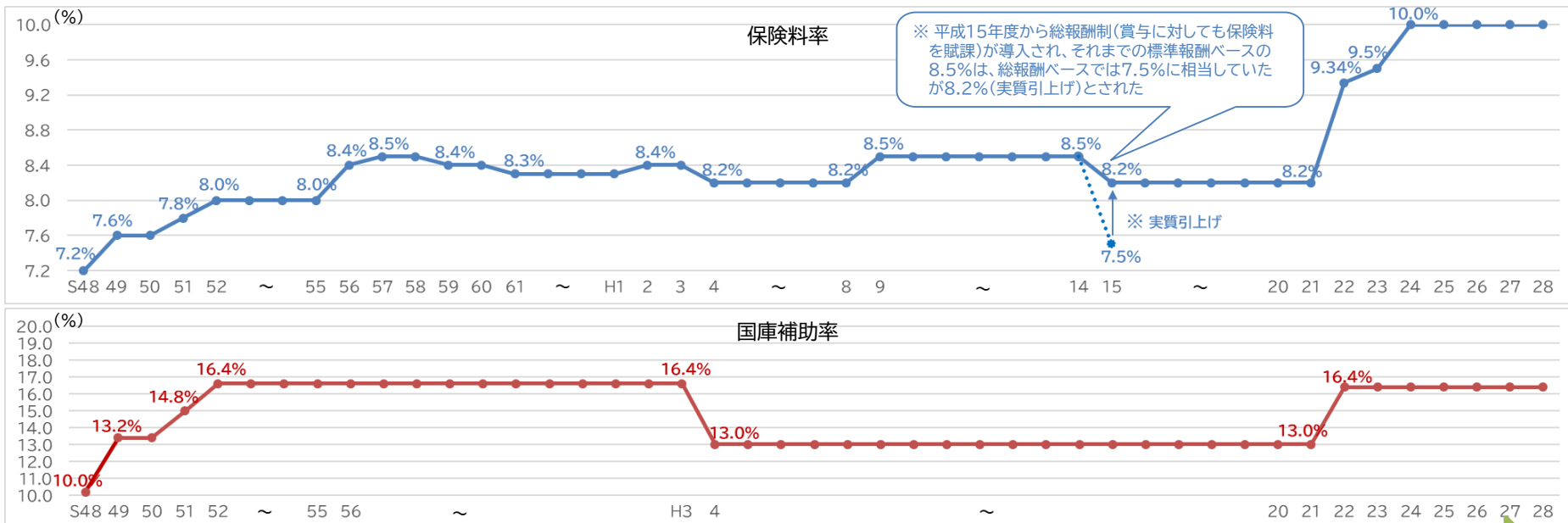
加入者1人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

2025年3月から9月まで 対前年同期比+3.2%
2024年3月から9月まで 対前年同期比+0.8%



これまでの保険料率と国庫補助率の推移

- 昭和48年から昭和56年まで国庫補助率と保険料率の連動制が導入されており、その後も国庫補助率と保険料率はおおむね連動していることがわかる。
- 一方で、平成4年度の国庫補助率13.0%への引下げ以降、平成27年度の16.4%実質恒久化実現まで相当期間を要していることに留意が必要である。



昭和48年度～

- 国庫補助率と保険料率との連動制の導入
- 保険料率を0.1%引き上げごとに国庫補助率を0.8%上乗せする連動規定を置き、保険給付費の増加に対し、保険料率と国庫補助率の双方の引上げで対応する仕組みとした。

昭和56年3月～

- 国庫補助率と保険料率との連動制の廃止
- 厳しい国の財政状況を踏まえ、保険料率と国庫補助率との連動規定を廃止した上で、保険料率を8.4%に引き上げた。
- 法律本則で「16.4%から20%の範囲で政令で定める」と規定したが、国会審議の過程で国の財政状況を踏まえ、改正法附則で「当分の間16.4%」と修正した。

平成4年度～平成20年9月

- 5年を通じて収支均衡を図る中期財政運営に移行
- 国庫補助率は法律本則で「16.4%～20%の間で政令で定める」とされているが、法附則5条で「当分の間13.0%」とした。
- 国庫補助率の引下げは「暫定措置」であり、改正法附則で「政管健保の中期的財政運営の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、所要の措置を講じる」とした。

協会けんぽ発足

- 保険料率
 - ・平均8.2%(H21.11月～)
 - ※都道府県単位保険料率へ移行
 - ・平均9.34%(H22.4月～)
 - ・平均9.50%(H23.4月～)
 - ・平均10.0%(H24.4月～)
- 国庫補助率
 - ・16.4%(H22.7月～)
 - ※H26年度まで財政特例期間
 - ※H27.4～当分の間16.4%

「中期財政運営」と事業運営安定資金の概要と経緯

- 政府管掌健康保険時代の平成4年改正においては、「中期財政運営」が導入され、短期的な景気変動に伴う保険料率の変更をできるだけ避けながら、一層の財政運営の安定を図る観点から、「事業運営安定資金」を創設し、5年を通じて収支均衡を図りながら、財政運営する方式に移行した。
- この中期財政運営では、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、5年にわたって給付費等の約3か月分の事業運営安定資金が確保されるよう、収支見通しを設定する中で、国庫補助率を16.4%→13%に引き下げた。
- しかしながら、当時の財政規模で5.1か月分あった準備金（国庫繰延分を含む）が、5年後の平成9年には枯渇する見通しとなり、患者負担2割導入の制度改革等により数年間は枯渇を回避したものの、平成14年度末には準備金が枯渇した。
- 「中期財政運営」の問題点として、赤字基調の財政状況においては、保険料率を柔軟に引き上げることができず、かえって硬直化したことを踏まえ、協会発足時（平成20年10月）に「中期財政運営」は廃止された。

平成4年改正時の中期財政運営の見通し（平成4年度～8年度）

- ① 昭和56年以降、好景気で保険料収入が伸びたこと等により、単年度収支が黒字基調となり、平成元年に2200億円、平成2年に3400億円、平成3年に3700億円の黒字が生じた結果、平成3年度末で**積立金が1.4兆円**となった。
- ② この積立金を活用して、当時の健保組合等の保険料率の水準を勘案して、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、5年間にわたって**給付費等の3ヶ月分の事業運営安定資金（積立金）**が確保されるよう、財政収支の見通しを設定。
- ③ この収支見通しにおいて、**国庫補助率を16.4→13%に引き下げた。**

（単位：億円）

		平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
収 入	保険料収入	52,070	55,820	58,570	61,150	63,850
	国庫補助	7,660	8,180	8,670	9,120	9,570
	その他	730	820	930	1,010	1,070
	計	60,460	64,820	68,170	71,280	74,490
支 出	保険給付費	41,190	43,360	45,090	46,660	48,290
	老人保健拠出金	13,860	15,200	16,750	18,190	19,570
	退職者給付拠出金	2,980	3,280	3,490	3,710	3,940
	保健施設費等	1,510	1,530	1,550	1,570	1,580
	予備費	600	650	700	700	750
	計	60,140	64,020	67,580	70,830	74,130
単年度収支差		320	800	590	450	360
事業運営安定資金		14,920	16,370	17,660	18,810	19,920
同資金／給付費等(※)		3.1ヶ月分	3.2ヶ月分	3.2ヶ月分	3.3ヶ月分	3.3ヶ月分

（※）給付費等は、保険給付費、拠出金、保健施設費等の合計（国庫補助分を含む）。

（参考）決算

収 入	60,093	61,818	63,339	66,082	67,509
支 出	59,347	62,753	66,148	68,865	71,702
単年度収支差	746	▲935	▲2,809	▲2,783	▲4,193
事業運営安定資金	14,935	14,088	11,366	8,914	6,260

（注）平成8年度は、一般会計への繰入特例措置分の返済額（1543億円）を準備金残高に反映。

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

② 被保険者・事業主の保険料の負担水準

被保険者・事業主の保険料の負担水準が過度にならないように負担水準を検討すべきではないか。

- 現役世代の手取り収入の確保や、中小企業の厳しい経営状況に配慮すべきではないか。
- 定率保険料率のもとでは、賃金が伸びると負担する保険料の総額が増加していくことに留意すべきではないか。
- 令和8年度から「子ども子育て支援金」が創設されることに留意すべきではないか。
- なお、保険料率を一度引き下げると、財政上の必要性から再度、引き上げる際に機動的な対応が困難となるおそれがあるのではないか。

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

③ 予測しがたいリスクへの対応（民間の生損保等の例を踏まえた対応）

生損保会社の責任準備金など、民間におけるリスクへの対応も参考としながら、準備金の水準について検討すべきではないか。

- 「ソルベンシー・マージン比率」（※）について、例えば、200%（下限）を超え、300%（生損保会社の半分以下程度）程度までの水準になっていることを目安に検討してはどうか。

※ 生損保会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す指標。この比率が200%以上であることが、会社の保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準とされている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{積立金等}}{\text{通常の予測を超える危険に対応する額} \times 1/2}$$

分子・・・資本金、基金、準備金等の純資産
分母・・・保険リスクや資産運用リスクなどのリスク量を計上

＜ソルベンシー・マージン比率の比較＞

			(単位:10億円)						
	協会けんぽ	雇用保険	生保会社A	生保会社B	生保会社C	生保会社D	損保会社E	損保会社F	損保会社G
ソルベンシーマージン総額	5,320	5,909	18,732	5,778	11,091	5,240	5,649	3,175	3,594
リスクの合計額	4,340	4,365	4,346	1,355	2,238	1,410	1,228	931	1,018
ソルベンシーマージン比率	245%	270.7%	861.9%	852.9%	990.9%	743.2%	920.2%	681.6%	706.3%

協会けんぽ : 2024年度決算額ベース
雇用保険 : 2011年度積立金ベース（出典：厚生労働省「第90回職業安定分科会雇用保険部会」（2013年7月30日））
生損保会社 : 2024年度決算ベース（出典：生損保各社の決算資料より作成）

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

雇用保険制度における保険料率変更の目安となる準備金の水準（給付費の1年分～2年分）についてどう考えるか。

- 雇用保険制度（失業給付）では、特別会計に関する法律の規定により、雇用保険事業の失業給付費に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしている。

※ 2024年度積立金：2.24兆円（過去最高 2015年度：6.42兆円）

- この積立金は、雇用・失業情勢が悪化した際にも安定的な給付を行うため、好況期に積み立て、不況期にこれを財源として使用するものであり、いわばビルト・イン・スタビライザー（自動安定化装置）機能を有するもの。
- 積立金が失業給付費（年額）の2倍を超える場合には-0.4%の範囲で料率引下げを、逆に1倍を下回る場合に+0.4%の範囲で料率引上げが可能となっている（弾力条項）。

2. 協会けんぽにおいて想定されるリスク（例）

協会けんぽにおいて想定されるリスクの例について、その内容と過去の事例を踏まえた規模について試算した。

	協会けんぽにおけるリスク	リスクの例	規模(金額)	〔備考〕生損保において相当する積立制度
支出面	季節性インフルエンザ、運転資金等	法定準備金(医療給付費等の1カ月分相当) 短期的な資金繰りに充てるための運転資金、季節性インフルエンザ等の流行など一時的な医療給付費が増加するリスクに備えて計上	0.89兆円	支払備金 危険準備金Ⅳ(第三分野)
	高齢化に伴う給付金、支援金	過去の実績に基づき試算した場合に見込まれる2026～2035年度の収支差の累計額(令和7年9月試算の収支見通し(ケースⅢ))を計上	0.11兆円	保険料積立金
	パンデミック	パンデミックのリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行したことによる医療給付費の増加額(2020～2022年度)を計上	0.39兆円	
	大規模自然災害	大規模自然災害リスクの例として、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害を東日本大震災の17倍(内閣府中央防災会議資料より)と仮定し、一部負担免除総額を計上	0.70兆円	危険準備金Ⅳ(第三分野)
	医療の高度化、制度改正、報酬改定等	医療の高度化のリスクの例として、2015年度の肝炎新薬保険収載に伴う保険給付費の増加額を計上	0.05兆円	異常危険準備金
		診療報酬改定によるリスクの例として、2024年度診療報酬本体の改定に伴う保険給付費の増加額を計上	0.06兆円	
制度改正によるリスクの例として、被用者保険の適用拡大(完全実施後)による負担増加額(医療保険部会資料で示された額)を計上		0.05兆円		
収入面	景気変動	景気変動のリスクの例として、標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した1999～2004年度における保険料収入の減少額(年平均額)を計上	1.22兆円	危険準備金Ⅱ(予定利率) 価格変動準備金
	大規模な経済変動	大規模な経済変動のリスクの例として、リーマンショックの影響により標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した2008～2011年度の保険料収入の減少額(年平均額)を計上	0.30兆円	— (定額保険料)
		大規模な経済変動のリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行した2020年度の社会経済活動の制限の影響による保険料収入の減少額を計上	0.57兆円	

※「規模」における金額は、原則として令和6年度決算額ベースで掲載している

総計 4.34兆円

〔備考〕

上記リスクの「規模(金額)」の総計を機械的に「ソルベンシー・マージン比率」の計算式にあてはめ、仮想的にソルベンシー・マージン比率を計算すると245%となる。

$$\frac{5.32 \text{兆円(令和6年度純資産)}}{4.34 \text{兆円(リスク規模総計)} \times 1/2} \times 100 \div 245\%$$

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

④ 他の保険者の準備金水準との比較

健康保険組合や各種の共済制度など、他の保険者における準備金の水準も参照すべきではないか。

※ 健保組合の法定準備金（保険給付費分）については、原則として保険給付費の3か月分（注：当分の間は2か月分）とされている。

<各保険者における被保険者・加入者1人当たりの準備金の水準の比較>（令和4年度）

	積立金等金額	被保険者数	加入者数	被保険者1人当たり 積立金等	加入者1人当たり 積立金等	積立金等金額を保険給 付費等の額の1/12で除 した数
協会けんぽ（1）	47,414億円	2,481万人	3,946万人	19.1万円	12.0万円	5.4
健康保険組合（1,383）	65,682億円	1,655万人	2,820万人	39.7万円	23.3万円	10.0
国家公務員共済組合（20）	3,060億円	138万人	243万人	22.2万円	12.6万円	6.3
地方公務員共済組合（64）	6,820億円	374万人	644万人	18.2万円	10.6万円	4.6
私立学校共済組合（1）	1,371億円	62万人	96万人	22.1万円	14.3万円	5.6

1.（ ）内の数字は保険者の数

2. 健康保険組合、共済組合における積立金等には土地や建物等を含む

（参考）令和2年度時における土地建物等の簿価は健康保険組合は2,317億円、共済組合は381億円

出典：医療経済実態調査（保険者調査）報告（中医協）令和5年11月

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

⑤ 健康保険組合との関係

- 令和6年度決算（見込み）によれば、赤字の健保組合が660組合（47.9%）、保険料率10%以上の健保組合が334組合（24.2%）という状況の中で、健保組合の経営に対する影響（解散など）を無視できないのではないか。
- 健保組合との財政力格差に着目して、協会けんぽに国庫補助がなされた経緯に留意すべきではないか。

➤ 健康保険組合（全体・単一・総合）と協会けんぽの保険料率の比較（2024年度）

協会けんぽ	健保組合※
10.00%	9.31%
	単一：9.18%
	総合：9.87%

※ 2025年9月25日公表 健康保険組合連合会 令和6年度健康保険組合決算（見込み）集計結果データを引用

➤ 健保組合の解散状況（協会発足以降）

(年度)																	
2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
13	13	7	7	1	12	5	4	9	6	6	5	6	5	2	3	2	5

協会けんぽと健康保険組合の比較

	協会けんぽ	健保組合
被保険者	主として中小企業の サラリーマン	主として大企業の サラリーマン
保険者数 (R7年3月末)	1	1,378
加入者数 (R6年度)	3,965万人 〔 本人 2,559万人 家族 1,406万人 〕	2,796万人 〔 本人 1,692万人 家族 1,103万人 〕
加入者平均年齢 (R4年度)	38.9歳	35.9歳
加入者1人当たり医療費給付費 (年額) (R6年度)	16.5万円	15.2万円
被保険者1人当たり標準報酬月額 (R6年度)	309,015円	398,362円
被保険者1人当たり総報酬額 (R6年度)	4,189,212円	6,055,631円
保険料率	10.00% (R6年度全国平均)	9.31% (R6年度平均)

出典：令和6年度健康保険組合決算（見込み）集計結果（2025年9月25日 健康保険組合連合会）
「医療保険に関する基礎資料 ～令和4年度の医療費等の状況～」（2024年12月 厚生労働省保険局調査課）

（参考）被保険者1人当たり総報酬額をベースとした被保険者1人当たりの単純比較

協会けんぽ： 4,189,212円（総報酬額） × 10.00%（保険料率） × （100/（100-16.4））^(※) = **501,102円**

健保組合： 6,055,631円（総報酬額） × 9.31%（保険料率） = **563,779円**

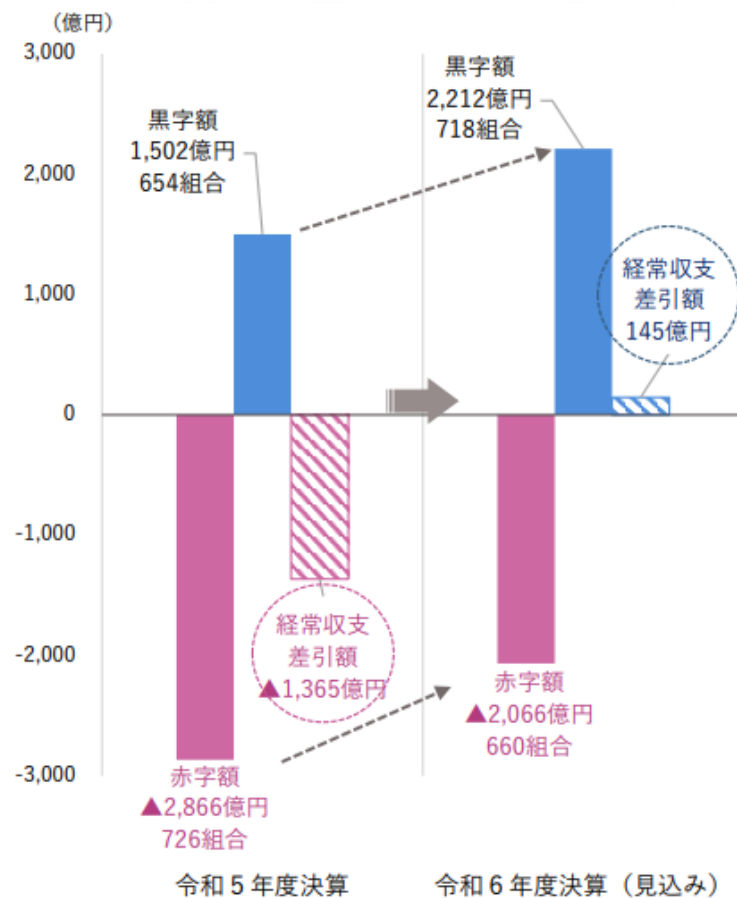
（※）国庫補助率16.4%分を勘案

注：高齢者医療への拠出金の総報酬割等は勘案していない

2. 令和6年度決算（見込み）：赤字660組合／黒字718組合の経常収支差引額

- 赤字組合は、前年度に比べ66組合減少して660組合（構成比：47.9%）となり、赤字総額は▲800億円減の▲2,066億円。
- 一方、黒字組合は、64組合増加して718組合（同52.1%）となり、黒字総額は710億円増の2,212億円。

経常収支差引額の動き（赤字組合／黒字組合）



	令和6年度	令和5年度	前年度比 増減額(数)
経常収入 (①)	9兆2,677億円	8兆8,315億円	4,362億円
経常支出 (②)	9兆2,531億円	8兆9,680億円	2,851億円
経常収支差 (①-②)	145億円	▲1,365億円	1,510億円

経常収支差【赤字】

赤字総額	▲2,066億円	▲2,866億円	▲800億円
赤字組合数	660組合	726組合	▲66組合
赤字組合の割合	47.9%	52.6%	▲4.7ポイント

経常収支差【黒字】

黒字総額	2,212億円	1,502億円	710億円
黒字組合数	718組合	654組合	64組合
黒字組合の割合	52.1%	47.4%	4.7ポイント

※ 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

表13 令和6年度決算見込 保険料率別組合数

	単一組合	総合組合	全組合	構成割合（％）
5.5%未満	2	-	2	0.1
5.5%～6.0%未満	-	-	-	0.0
6.0%～6.5%未満	13	-	13	0.9
6.5%～7.0%未満	12	-	12	0.9
7.0%～7.5%未満	21	-	21	1.5
7.5%～8.0%未満	51	1	52	3.8
8.0%～8.5%未満	107	3	110	8.0
8.5%～9.0%未満	177	8	185	13.4
9.0%～9.5%未満	246	27	273	19.8
9.5%～10.0%未満	271	105	376	27.3
10.0%	96	45	141	10.2
10.0%超～10.5%未満	61	36	97	7.0
10.5%～11.0%未満	41	22	63	4.6
11.0%～11.5%未満	20	8	28	2.0
11.5%～12.0%未満	3	-	3	0.2
12.0%以上	2	-	2	0.1
計	1,123	255	1,378	100.0

1. 保険料率には調整保険料率が含まれる。なお、全組合平均は9.31%である。
2. 保険料率10.0%（協会けんぽ料率）以上を設定している組合は、334組合（単一：223組合、総合：111組合）で全組合の24.24%を占める。
3. 「構成割合（％）」欄の数値については端数整理のため、計数が整合しないことがある。

今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点

⑥ 将来の協会運営の基盤への投資

財政状況が比較的安定している間に、将来にわたって効率的で質の高いサービスを実現していくため、協会けんぽの運営の基盤となる分野への投資を拡充するという視点も重要なのではないか。

(例)

- 健診・保健指導など加入者の健康づくりを推進する事業の拡充
- 医療費適正化への取り組み
- システム基盤の整備やDX化（けんぽアプリ等）の推進
- 協会運営を担う人材の確保・育成